

鳥栖市公式ホームページ「鳥栖っていい Time」運用基準

鳥栖市公式ホームページ「鳥栖っていい Time」の運用について基準を定めます。

1. 掲載する画像の基準

- ・掲載可能な画像は次の事項を満たしたものとする
 - (1) 投稿者本人が撮影した画像
 - (2) 市の魅力をアピールできる風景や行事等または市民等の画像
 - (3) 市報等に掲載した画像
- ・次の事項に該当する画像は掲載できません
 - (1) 営利目的であるもの又はそのおそれがあるもの
 - (2) 法令等に違反するもの又はおそれのあるもの
 - (3) 公序良俗に反するもの又はおそれのあるもの
 - (4) 人権侵害となるもの又はおそれのあるもの
 - (5) 政治活動、宗教活動及び個人の宣伝に係るもの
 - (6) 被写体の許諾を得ていない等、著作権、肖像権その他の知的財産権を侵害するもの又はおそれがあるもの
 - (7) 被写体の個人情報特定されるおそれのあるもの
 - (8) 過度な合成や加工があると認められるもの
 - (9) その他掲載することが不適当と市が認めるもの

2. 掲載する画像について

- ・画像は、JPEG形式のデジタルデータでファイルサイズは2MB程度のものとする
- ・市は、投稿された写真について掲載枠に合わせサイズ変更若しくはトリミング又は見やすさを優先した加工等の調整をする場合がある
- ・画像の投稿者は、自身が投稿する画像に個人の情報や個人を特定できるような情報がある場合は本人の同意を得なければならない
- ・画像の投稿者は、自身が投稿する画像に関する事項について一切の責任を負うものとし、第三者等から画像に関して苦情や損害の請求等があった場合は投稿者の責任及び負担において解決する
- ・投稿写真の著作権は、投稿者に帰属するが、市は、市ホームページ及び広報紙等の刊行物への掲載、複製、印刷、展示等、投稿写真を使用する権利を有するものとする
- ・投稿された画像データは返却しない

3. 掲載の決定・取り消し

- ・市は、投稿者から投稿された写真について、掲載の可否を決定する
- ・掲載順や掲載日時は市が決定する
- ・写真の掲載期間は概ね1カ月とするが、応募状況等により変動する
- ・市は、画像の掲載後であっても、内容が適当でないと判断した場合は、掲載を取り消すことができる

4. 投稿方法等

- ・投稿者は、情報政策課広報統計係へ画像データと次の事項をメールで送付する
 - (1) 氏名
 - (2) 連絡先（メールアドレス等）
 - (3) 写真の詳細（撮影日・撮影場所等）
- ・投稿の回数に制限は無いものとするが、応募状況等により一人当たりの掲載点数を制限する場合がある
- ・投稿者に、謝礼等は支給しない